

令和8年度複製物作成計画

令和8年5月8日
独立行政法人国立公文書館

1. 趣旨

本計画は、「独立行政法人国立公文書館における複製物作成計画」（平成24年3月29日館長決定）等に基づき、令和8年度に独立行政法人国立公文書館が作成する複製物の対象となる特定歴史公文書等について定めるものである。

2. 複製物作成の対象となる特定歴史公文書等

令和8年度において複製物作成の対象となる特定歴史公文書等は、利用状況のほか、原本を利用に供することにより当該原本の破損又は汚損を生ずるおそれ等を勘案し、下表のとおりとする。

表 複製物作成の対象となる主な特定歴史公文書等

資料群等		概要
内閣文庫	和書	押小路家、紅葉山文庫旧蔵資料、多聞櫓文書
	漢籍	昌平坂学問所等旧蔵資料
行政文書	昭和財政史資料	昭和財政史資料のうち、旧大蔵省により昭和初年から終戦までの期間に作成または取得された資料